

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管課 河川砂防課

法令名	砂利採取法			法令番号	昭和 4 3 年法律第 7 4 号			
手続名	採取計画の認可(採取場の全部又は一部が河川区域、河川保全区域及び河川保全立体区域の場合)			根拠条項	第 1 6 条			
審査基準	<p>1. 砂利採取法第 1 9 条による。</p> <p>2. 「砂利採取計画認可準則について」（昭和 4 3 年 1 0 月 2 日 4 3 化局第 4 9 1 号、建設省河政発第 9 9 号、通商産業省化学工業局長及び建設省河川局長通達）による。</p>							
	受付機関	土木事務所	処理機関	土木事務所	交付機関	土木事務所	標準処理期間 60 日 標準経由期間 日	目次 No.